

女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣認定の 「えるぼし」取得のお知らせ

株式会社マルエツは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき行動計画の策定・届出を行い、女性の活躍推進に関する取組み状況等が優良な企業として、厚生労働大臣の認定を受け、東京都労働局より女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」の2段階目を取得しましたので、お知らせいたします。



当社では、2016年3月1日に「女性活躍推進室」を発足し、現状の把握や課題の抽出を進め、大きな3つの柱「意識改革」「環境整備」「広報」を掲げ、取組みを推進して参りました。

全従業員の約65%を占める女性従業員がさらに活躍の場を広げられるよう具体的な施策や、人事制度を取りまとめた「きらめきライフプランブック」の発行、子育て世代を対象とした「ライフプランセミナー」の開催等、啓蒙活動を含め、女性の管理職登用を行い、女性の活躍と働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

今後も、女性がより一層活躍しつづけ、働きやすく笑顔と活気あふれる職場づくりを推進して参ります。

<厚生労働大臣「えるぼし」認定について>

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業者（一般事業者）それぞれの女性の活躍推進に関する責務等を定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が2016年4月1日に施行されたのを受け、行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業者のうち、女性の活躍推進に関する取組みの実績状況等が優良な事業者は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の評価項目を満たす項目数に応じて認定されるものです。

<厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ」>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

<厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース 企業情報（詳細画面）」（株）マルエツページ>

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/detail?id=3759>

■ お問い合わせ先：広報CS部 城生（じょうの）・樋垣 電話（03-3590-0016）

以上